

自然災害被災による納付金減免制度について

対象者及び申請方法は下記のとおりです。

該当する場合は、必要書類をお送りしますので、学生部（本館 1 階・0422-37-3539）にお問い合わせください。

対象者	本学在学期間中に発生した災害により、保証人の居住地が災害救助法の適用を受け、当該被災により経済上就学が著しく困難になった本学学部生・大学院生のうち、次のいずれかの要件に該当している方 ● 保証人の居住する家屋の全壊・中規模半壊・大規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊 ● 保証人の著しい収入減 ● 警戒区域指定により避難生活を余儀なくされている
提出書類	● 納付金減免願（学生部にて配付もしくは郵送） ● 市区町村が発行する罹災証明書 ● 収入が激減したことを証明できる書類 保証人の怪我等による入院・長期療養のために収入が激減したという場合も該当しますので、その場合は入院や長期療養を証明する医師の「診断書」を提出してください。 保証人死亡による場合は「死亡診断書」を提出してください。 ● 被災状況が分かる写真等（準半壊・一部損壊のみ） ● その他被災したことを証明する書類
減免額	審査により、前期または後期の授業料等納付金額の全額または半額が減免となります。
受付期間	随時
提出先	成蹊大学 学生部（本館 1 階） 〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1 Tel 0422-37-3539